

南種子町地域強靱化計画

令和2年12月
鹿児島県 南種子町

目 次

第1章 計画策定の趣旨，位置付け

第1節	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2節	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3節	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1

第2章 基本的な考え方

第1節	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2節	事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・	2
第3節	基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・	2

第3章 町の地域特性および災害想定

第1節	地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2節	対象とする自然災害・・・・・・・・・・・・	5

第4章 脆弱性評価

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	6
第2節	脆弱性評価の結果・・・・・・・・・・・・	7

第5章 本計画の推進方法

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） ごと の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第2節	指標・・・・・・・・・・・・・・・・	37

第6章 本計画の推進

第1節	町の他の計画等の必要な見直し・・・・・・・・	38
第2節	本計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・	38

【別表】	本計画に基づく推進事業等一覧・・・・・・・・	39
------	------------------------	----

第1章 計画策定の趣旨，位置付け

第1節 計画策定の趣旨

国においては，大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため，平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し，平成26年(2014年)6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を，また，鹿児島県においては，平成28年(2016年)3月に「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。

南種子町地域強靱化計画（以下「本計画」という。）は，これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に，今後の本町の強靱化に関する施策を，国基本計画や県地域計画との調和を図りながら，国，県，民間事業者など関係者相互の連携のもと，総合的，計画的に推進するために策定するものである。

第2節 本計画の位置付け

本計画は，基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり，第6次南種子町長期振興計画（以下「長期振興計画」という。）との調和を図るとともに，地域強靱化の観点から，本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

第3節 計画期間

本計画の期間は，南種子町長期振興計画に合わせることにする。

なお，計画期間中であっても施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ，必要に応じて見直すことにする。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限に図られること。
- (2) 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- (4) 迅速な復旧・復興が図られること。

第2節 事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) 必要最低限の電気、ガス、水道等を確保するとともにこれらを早期に復旧させる。
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ① 本町の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ② 短期間的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効率的に施策を推進する。
- ② 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、官（国、県、町）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ③ 非常時のみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 既存の社会資本の有効活用等により，取組に要する費用を縮減し，効率的に施策を推進する。
- ② 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ③ 人命を保護する観点から，関係者の合意形成を図りつつ，土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりや地域コミュニティ機能を向上させるとともに，地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ② 高齢者，子ども，障がい者，観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ③ 地域の特性に応じて，自然との共生，環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 町の地域特性及び災害想定

第1節 地域特性

1 地理・地形・地質

本町は、鹿児島県大隅半島南端からおおよそ 43km の洋上にある種子島の最南部に位置し、東南西の三方が海に面しており、東西 10.8km、南北 12km、海岸線の延長は 54.3km あり、面積 110.36 k m²となっている。

地形の特徴としては、起伏の多い丘陵地で、中央台地は海拔 200m 程度で、中央から西部にかけては、最も年代の古い古第三紀層が基盤となり、その上部は火山灰が堆積しており、畑地が多い。東部は、新第三紀層で河川が多く、流域の沖積層には水田が広がっている。

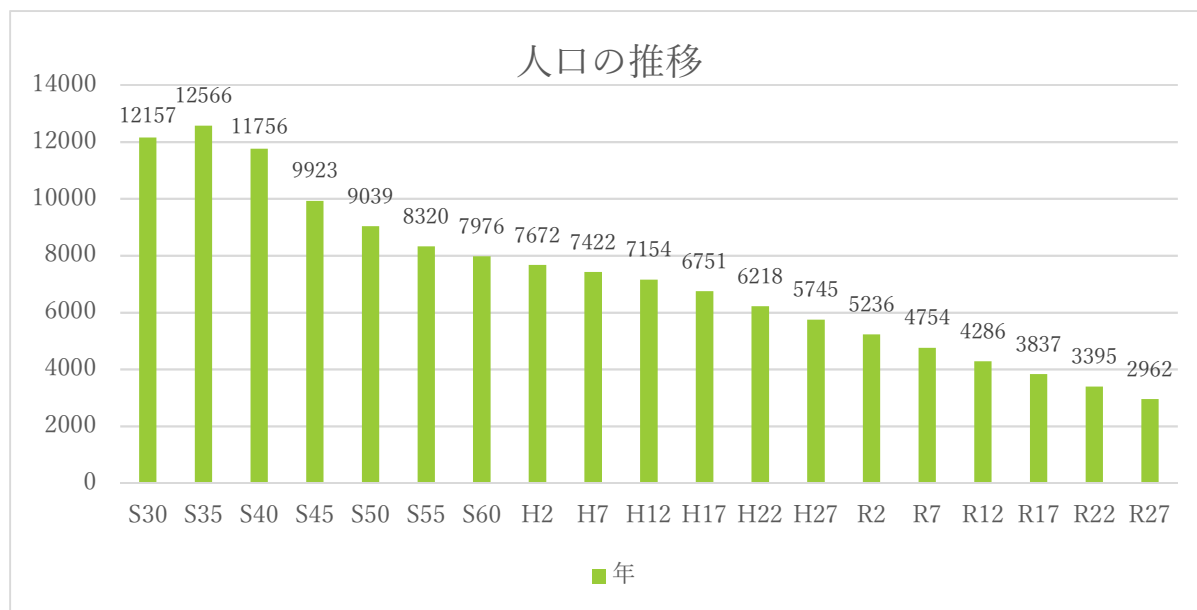
2 気象概況

下記は台風の常襲地帯で年数回襲来し、冬季は北西の季節風が強し気候で、年間総降水量は 2,970mm、日照時間 1,659 時間、年間平均気温 18.6℃（平成 31 年気象庁資料）、年間を通じて暖かく高温多雨の亜熱帯気候です。

3 人口

本町の総人口は、昭和 35(1960)年の 12,566 人をピークに減少を続けており、昭和 45 年(1970 年)には 1 万人を割り込み、平成 27 年(2015 年)の国勢調査では 5,745 人となり、令和 2 年(2020 年)の総人口は 5,236 人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を用いた推計によると、本町の総人口は減少が続き、令和 12(2030)年に 4,286 人、令和 22(2040)年には 3,395 人となると予測されている。



国勢調査 (R2 からは推計 国立社会保障・人口問題研究所)

第2節 対象とする自然災害

1 地震・津波

南海トラフ地震については、発生 of 切迫性が指摘されており、平成25年12月施行の「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本町においては、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたととも、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に、著しい津波発生が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき「南海トラフ地震津波対策特別強化地域」に指定されている。

南海トラフ地震・種子島東方沖地震（最大ケース）における被害想定結果

事 項	内 容	
建物被害（棟）	全壊・焼失	200（種子島東方沖）
	半壊	680（種子島東方沖）
人的被害（人）	死者数	20（種子島東方沖）
	負傷者数	60（種子島東方沖）
上水道被害（人）	断水人口（被災直後）	4,300（種子島東方沖）
電力被害（軒）	停電軒数（被災直後）	90（南海トラフ）
通信被害（回線）	固定電話不通回線数（被災直後）	90（南海トラフ）
道路施設被害（箇所）		20（種子島東方沖）
避難者数 〔うち避難所〕（人）	被災1日後	340（種子島東方沖）
	被災1週間後	900（種子島東方沖）
	被災1カ月後	530（種子島東方沖）
物資（食糧）需要量 （食）	被災1日後	770（種子島東方沖）
	被災1週間後	1,700（種子島東方沖）
	被災1カ月後	570（種子島東方沖）
災害廃棄物発生量 （万トン）		10～20（種子島東方沖）
被害額（億円）		350（種子島東方沖）

注）南海トラフ地震、種子島東方沖地震を比較し、最大被災ケースを記載

資料：鹿児島県地震等災害被害予測調査(H26.2)

2 風水害・土砂災害

本町の気象災害のうち特に被害が大きいのは梅雨期の大雨と台風によるものである。特に台風が種子島の西方海上を北上する場合は、台風が非常に強い勢力を保ったまま接近する。また、梅雨期と台風に伴う一時的な豪雨により災害を起こしやすい状況にあるため、山間部も含め、河川堤防の危険地域、急傾斜地等での被害に注意する必要がある。風速70m/s以上で、連続雨量1,000mmを超える集中豪雨における風水害・土砂災害を想定する。

第4章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本町で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本町の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定しました。

事前に備えるべき目標(8)		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救難,医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等, 生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災, 支援ルートの途絶, エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	疫病・感染症等の大規模発生, 劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化
3	必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	情報収集・伝達ができず, 避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1	経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下
		5-2	重要な産業施設の損壊, 火災, 爆発等
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞

6	ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる。	6-1	ライフライン（電気，ガス，上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池，ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的財産の喪失・地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-5	事業用地の確保，仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害，生産力の回復の遅れ，大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

第2節 脆弱性評価結果

31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、その取組状況の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
①（住宅・建築物の耐震化） 大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。 【建設課】 ②（公共施設等の耐震化） 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。 【総務課】 ③（多数の人が利用する建築物の耐震化） 大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。 【総務課・建設課】 ④（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化） 大規模災害が発生した場合、港湾・幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。 また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺の施設について、状況に応じて整備・改修を行う必要がある。 【建設課・企画課】 ⑤（無電柱化等） 大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・普及に向けた民間事業者との情報供給及び連携体制の強化を図るとともに、道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。 【建設課】
1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
①（防火対策の推進） 大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識

の向上を図る必要がある。 【総務課】
1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
①（避難場所等の確保，避難所の耐震化等） 大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため，津波防災地域づくり，地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保，避難所等の耐震化，住民への適切な災害情報の提供，火災予防等の取組を推進し，関係機関が連携して対応策を進める必要がある。 【総務課】 ②（海岸堤防等の老朽化対策の推進） 大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより，浸水被害等の発生が想定されるため，現状の海岸堤防等の施設の点検を行い，長寿命化を図り老朽化対策を推進する必要がある。 【建設課】 ③（津波浸水想定地域等の住民周知） 大規模津波等が発生した場合，建築物が損壊・浸水し，住民等の生命・身体に著しい危険が生じるおそれがある。町防災マップ等を活用し津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。 【総務課】 ④（国・県道及び町道等の整備） 国・県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。災害時の緊急輸送道路になることから，これらの未改良区間の整備については早期に完成する必要がある。また，緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備する必要がある。 【建設課・総合農政課】 ⑤（無電柱化等）〔再掲 1-1-⑤〕 大規模地震等が発生した場合，電柱の倒壊により道路交通が阻害され，避難に障害が及ぶことが想定されるため，倒壊した電柱の早期撤去・普及に向けた民間事業者との情報供給及び連携体制の強化を図るとともに，市街地等における道路の無電柱化を検討し，災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。 【建設課】
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
①（河川改修等の治水対策の推進） 近年，気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり，大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため，地元の要望や必要性，緊急性などを総合的に判断しながら，河川改修や排水路（雨水）の整備推進を図る必要がある。 【建設課・総合農政課】 ②（防災情報の提供） 大規模浸水による住民等の生命・身体への危害を防ぐため，防災行政無線やホームページ等による住民への広報を図るとともに，防災ハザードマップ等の情報入手方法の

周知等ソフト対策を推進する。

【総務課】

③（内水対策に係る人材育成）

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策についてより迅速な対応を行うための人材育成を推進する必要がある。

【建設課】

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

①（土砂災害対策の推進）

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害のリスクが高まっている。町内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

【建設課】

②（治山事業の促進）

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害のおそれのある危険箇所について、治山施設や森林の整備を促進する必要がある。

【総合農政課】

③（避難体制の整備等、土砂災害警戒地域等の周知）

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や町ホームページ等による広報に努めていく。

【建設課・総務課】

2 救助・救難、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①（水道施設の耐震化の推進）

災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

【水道課】

②（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生し際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

【建設課・総務課】

③（国・県道及び町道等の整備）〔再掲 1-3-④〕

国・県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送道路になることから、これらの未改良区間の整備については早期に完成する必要がある。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備する必要がある。

【建設課・総合農政課】

④（備蓄物資の供給体制等の強化）

町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

【総務課】

⑤（医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備）

大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、関係団体と災害時応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図る必要があり、その体制を支援し、円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

【保健福祉課】

⑥（医療用資機材・医療品等の備蓄）

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（2日間）の医療救護用として備蓄し、適正な保管管理を行う必要がある。

【保健福祉課】

⑦（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

【水道課】

⑧（防災・防疫拠点の整備）

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、庁舎が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

【総務課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

①（物資輸送ルートの確保）[再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

【総務課・建設課】

②（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断された被災地において長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、

海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化、岸壁の整備をすすめるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。 【建設課】
2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
①（消防の体制等強化） 大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。 【総務課】 ②（情報通信機能の耐災害性の強化） 情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。 【総務課】 ③（DMAT の受入体制整備） 災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、町外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。 【保健福祉課】 ④（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 2-1-⑧〕 防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、庁舎が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。 【総務課】
2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足
①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄） 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。 【総務課】
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
①（医療救護活動の体制整備） 大規模災害時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。 【保健福祉課】 ②（DMAT の受入体制整備）〔再掲 2-3-③〕 災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、町外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。 【保健福祉課】 ③（EMIS の活用） 被災地で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な

広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を進める必要がある。

【保健福祉課】

④（災害時の医療機関の対応マニュアルの見直し）

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成を促進する必要がある。

【総務課】

⑤（ドクターヘリ等の活用）

災害時での救急対応にむけた救急医療体制の充実・強化のため、県が運行するドクターヘリや自衛隊ヘリ等について、関係機関との連携を強化する必要がある。

【総務課】

⑥（国県道及び町道等の整備）〔再掲 1-3-④〕

国県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送路になることから、これらの未改良区間の整備については早期に完成する必要がある。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備する必要がある。

【建設課・総合農政課】

2-6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関係部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

【保健福祉課】

②（生活排水の適正な処理の推進）

地域の特性に応じた排水施設を整備し、適正な処理の啓発や合併処理浄化槽推進活動に取り組み、汚水処理人口普及率向上に努める必要がある。

また、排水・下水処理施設の風水害対策・耐震性等についても検討する必要がある。

【保健福祉課・建設課】

③（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

【保健福祉課】

④（災害時保健活動及び DHEAT 受入体制の整備）

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入体制を整備する必要がある。

【保健福祉課】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
①（公共施設等の耐震化）〔再掲 1-1-②〕 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。 【総務課】 ②（電力供給遮断時の電力確保） 電力供給遮断等の非常時に備えるため、非常用電源、非常用発電機とその燃料等を確保する必要がある。 【総務課】 ③（BCP の見直し等） 業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）の定期的な見直し及び実行性向上を図る必要がある。 【総務課】 ④（町が管理する情報通信ネットワークの機器等の冗長化等） 町が管理する情報通信ネットワークの機器等において、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回路等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する必要がある。 【企画課】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
①（情報通信機能の耐災害性の強化等） 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を町民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の冗長化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。 【企画課】
4-2 情報収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
①（情報伝達手段の多様化等） 全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。 【総務課】 ②（町の人員確保・体制整備） 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する必要がある。 【総務課】 ③（災害発生時の情報発信） 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシュミレーションしておく必要がある。

	【総務課】
④（住民への災害情報提供）	
住民への災害情報提供にあたり、町と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。また、町内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。	
	【総務課・企画課】
⑤（防災・防疫拠点の整備）[再掲 2-1-⑧]	
防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、庁舎が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	
	【総務課】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下	
①（物資輸送ルートの確保）[再掲 2-1-②]	
大規模自然災害が発生し際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	
	【建設課・総務課】
②（無電柱化等）[再掲 1-1-⑤]	
大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・普及に向けた民間事業者との情報供給及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。	
	【建設課】
③（企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等）	
中小企業者における事業継続計画（BCP）の策定や、事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本町の企業の取組を促すため支援情報を周知する必要がある。	
	【総務課・企画課】
5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
①（危険物施設の安全対策等の強化）	
危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。	
	【総務課】
②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）	
危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図る	

とともに、防災上必要な資機材を備蓄または整備する必要がある。 【総務課】
5-3 物流機能等の大幅な低下
①（漁港・港湾施設の耐震・耐波性能等の強化）〔再掲 2-2-②〕 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資輸送ができなければ、陸上交通が寸断された被災地において長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化、岸壁の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。 【建設課】 ②（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕 大規模自然災害が発生し、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や狭量などの耐震を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を実際に実施する必要がある 【建設課・総務課】 ③（国県道及び町道等の整備）〔再掲 1-3-④〕 国県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送道路になることから、これらの未改良区間の整備については早期に完成する必要がある。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備する必要がある。 【建設課・総合農政課】 ④（無電柱化等）〔再掲 1-1-⑤〕 大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・普及に向けた民間事業者との情報供給及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。 【建設課】
5-4 食料等の安定供給の停滞
①（備蓄物資の供給体制等の強化）〔再掲 2-1-④〕 町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。 【総務課】 ②（緊急物資の輸送体制の構築） 大規模自然災害等が発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。 【総務課】 ③（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）〔再掲 2-2-②〕

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資輸送ができなければ、陸上交通が寸断された被災地において長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化、岸壁の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

【建設課】

④（防災拠点の整備）〔再掲 2-1-⑧〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信施設等の整備を行い、本庁舎が被災した場合の情報収集発信の拠点とする。

【総務課】

⑤（事業所等との連携の強化）

大規模災害時の安定した食料等の物資供給体制を維持するため、事業者等との協力体制の構築を図り、連携を強化する必要がある。

【総務課】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる。

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲 3-1-②〕

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入を検討する必要がある。

【総務課】

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入について、町民意識の向上を図る必要がある。

【企画課】

③（危険物施設の安全対策等の強化）〔再掲 5-2-①〕

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

【総務課】

④（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄または整備する必要がある。

【総務課】

⑤（無電柱化等）〔再掲 1-1-⑤〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が

及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・普及に向けた民間事業者との情報供給及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

【建設課】

⑥（水道施設の耐震化の推進）〔再掲 2-1-①〕

災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

【水道課】

⑦（生活排水の適正な処理の推進）

地域の特性に応じた排水施設を整備し、適正な処理の啓発や合併処理浄化槽推進活動に取り組み、汚水処理人口普及率向上に努める必要がある。

また、排水・下水処理施設の風水害対策・耐震性等についても検討する必要がある。

【保健福祉課・建設課】

⑧（し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定される。災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等の情報提供に努める必要がある。

【保健福祉課】

6-2 防災インフラの長期間にわたる機能停止

①（国・県道及び町道等の整備）〔再掲 1-3-④〕

国・県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送道路になることから、これらの未改良区間の整備については早期に完成する必要がある。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備する必要がある。

【建設課】

②（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

大規模自然災害が発生し際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や狭量などの耐震を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある

【建設課・総務課】

③（無電柱化）〔再掲 1-1-⑤〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・普及に向けた民間事業者との情報供給及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

【建設課】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
①（消火・救助活動能力の強化） 市街地で大規模火災が発生した場合、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案に対し、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る必要がある。 また、円滑な救急患者受入体制を整備するため、消防との連係したマニュアルを整備し訓練を行うなど、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。 【総務課】 ②（消防団や自主防災組織等の充実強化） 公助の手がまわらないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動の推進に努める必要がある。 【総務課】
7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
①（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）〔再掲 1-1-④〕 大規模災害が発生した場合、港湾・空港等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。 また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺の施設について、状況に応じて整備・改修を行う必要がある。 【建設課・企画課】
7-3 ため池、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂による多数の死傷者の発生
①（ため池、ダムの補強対策等の促進） 農業用ため池やダムの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じる恐れがあることから、ダムの機能の保持のため、より効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行う必要がある。 また、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定されるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示したハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。 【総合農政課】
7-4 有害物質の大規模拡散・流出
①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕 危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄または整備する必要がある。 【総務課】 ②（有害物質の流出対策等の推進） 大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する必要がある。

【保健福祉課・総務課】	
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
①（農地浸食防止対策の推進）	
豪雨等により、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。	
	【総合農政課】
②（適切な森林整備）	
適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を促進する必要がある。	
	【総合農政課】
③（治山事業の促進）〔再掲 1-5-②〕	
豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を促進する必要がある。	
	【総合農政課】
④（鳥獣被害防止対策の推進）	
鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。	
	【総合農政課】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
①（災害廃棄物処理計画の策定、見直し）	
建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実行性向上に務める必要がある。	
	【保健福祉課】
②（ストックヤードの確保）	
大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。	
	【保健福祉課】
③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実行性向上）	
大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の破棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害	

廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実行性向上に取り組む必要がある。 【保健福祉課】
8-2 復興を支える人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成） 道路啓開等の担い手不足を解消するため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。 【建設課・企画課】 ②（行政機関と関係機関との災害協定の締結） 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結を進め、災害時の道路啓発等を迅速に行う体制づくりを構築する必要がある。 【総務課・建設課】
8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
①（地積調査） 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地積調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る必要がある。 【税務課】 ②（液状化危険度の高い地域への住民周知等） 大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化ハザードマップ等の周知を図る必要がある。 【総務課】
8-4 貴重な文化財や環境的財産の喪失・地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
①（コミュニティ力強化の支援） 災害が起きた時の町民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。自主防災組織による防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。 【総務課・保健福祉課】 ②（文化財の保護管理） 日常的に文化財の適切な維持管理に努め、必要に応じて耐震化や防災設備の整備等を進める必要がある。 【社会教育課】 ③（防災教育の推進） 通学路の危険箇所の注意喚起による事故等の防止や、平時からの避難行動党に関する意識啓発など防災教育の取組を推進する必要がある。 【管理課・総務課】
8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
①（用地の確保） 早期復旧のため、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地の確保を図る必要がある。

また、早期に事業を復旧させるため、あらかじめ事業用地の確保を図る必要がある。

【総務課・建設課・企画課】

8-6 風評被害、生産力の回復の遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

①（災害発生時の情報発信）

災害発生時に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う必要がある。

【総務課・企画課】

②（企業等への金融等支援）

災害発生に伴う信用不安、生産力の回復遅れ、雇用維持等に対応するため、セーフティーネットを活用するなど企業への金融支援を行い、補助事業等の運営支援を行う必要がある。

【企画課】

第5章 本計画の推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
①（住宅・建築物の耐震化） 市街地等における住宅・建築物の耐震化及びブロック塀の安全対策を促進するとともに、公営住宅等整備事業などの推進により、災害に強いまちづくりを進める。 【建設課】 ②（公共施設等の耐震化） 公共施設等が被災することにより、避難や救助活動、被災者支援等に大きな障害を防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。 【総務課】 ③（多数の人が利用する建築物の耐震化） 不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害を抑えるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する。 【総務課・建設課】 ④（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化） 港湾、幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。 また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺の施設について、状況に応じて整備・改修を行う。 【建設課・企画課】 ⑤（無電柱化等） 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連絡体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。 【建設課】
1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
①（防火対策の推進） 住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係や住民の防火意識の向上を図る。 【総務課】
1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進する。
関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。 【総務課】
②（海岸堤防等の老朽化対策の推進） 海岸堤防等の倒壊による浸水被害等の発生を抑えるため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行うなど、老朽化対策を推進する。
【建設課】
③（津波避難計画等の住民周知等） 建築物の損壊・浸水による住民等への危険を防ぐため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知を促進する。
【総務課】
④（国・県道及び町道等の整備） 国・県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。災害時の緊急輸送道路となっていることから、これらの未改良区間の整備については、早期完成に向けて推進する。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備を推進する。
【建設課・総合農政課】
⑤（無電柱化）〔再掲 1-1-⑤〕 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連絡体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化などを検討する。
【建設課】
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
①（河川改修等の治水対策の推進） 大雨等による甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や排水路（雨水）等の整備を推進する。
【建設課・総合農政課】
②（防災情報の提供） 大規模浸水による被害を防ぐため、防災行政無線や町ホームページ等による住民への広報を図るとともに、防災ハザードマップ等の情報入手方法の周知等ソフト対策を推進する。
【総務課】
③（内水対策に係る人材育成） 異常気象等が発生して場合に、市街地等の浸水被害を防止するため、的確な内水対策に貢献する人材育成を推進する。
【建設課】
1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
①（土砂災害対策の推進）

近年の異常気象によりこれまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生が懸念されるため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

【建設課】

②（治山事業の促進）

林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある危険箇所について治山施設や森林の整備を推進する。

【総合農政課】

③（避難体制の整備等，土砂災害警戒区域等の周知）

県が指定した土砂災害警戒区域等を基に，土砂災害に対する安全度の向上を図る。
また，異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため，防災行政無線や町ホームページ等による広報に努める。

【建設課・総務課】

2 救助・救急，医療活動等が迅速に行われるとともに被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止

①（水道施設の耐震化）

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため，水道施設の耐震化を推進する。

【水道課】

②（物資輸送ルートの確保）

主要な路線について，長期間にわたる通行止めを回避するため，道路施設や橋梁などの耐震化を促進する。

既存施設の点検等の結果を踏まえ，防災対策を確実にする。

【建設課・総務課】

③（国・県道及び町道の整備）〔再掲 1-3-④〕

国・県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。災害時の緊急輸送道路となっていることから，これらの未改良区間の整備については，早期完成に向けて推進する。また，緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備を推進する。

【建設課・総合農政課】

④（備蓄物資の供給体制の整備）

町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について，適正かつ迅速な物資の確保を行うため，関係機関との連携や調整などを強化する。

【総務課】

⑤（医療用資機材・医療品等の強化）

医療用資機材・医療品等の不足を防ぐため，関係団体と災害時応援協定を締結し，円滑な供給体制の構築を推進する。

【保健福祉課】

⑥（医療用資機材・医療品等の備蓄）

大規模災害発生初動期（2日間）における医療救急用の医療用資機材・医療品等の確保を図るため、初動期の医療救護用として備蓄し、適正な管理に努める。

【保健福祉課】

⑦（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

【水道課】

⑧（防災・防疫拠点の整備）

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信施設等の整備を行い、本庁舎が被災した場合の情報収集発信の拠点とする。

【総務課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

主要な路線について、長期間にわたる通行止めを回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を促進する。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実にする。

【建設課・総務課】

②（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断された被災地において長期にわたる孤立集落等の発生が想定されるため、海上からの物資等輸送ルートを確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化、岸壁の整備をすすめるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

【建設課】

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

①（消防の体制等強化）

火災、救助、救急事案が同時に多発した場合の消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保や、緊急消防応援隊など応援隊の受入れ体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

【総務課】

②（情報通信機能の耐災害性の強化）

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

【総務課】

③（DMAT の受入体制整備）

災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）が実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加や機器整備に努める。

【保健福祉課】

④（防災拠点の整備）〔再掲 2-1-⑧〕 防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信施設等の整備を行い、本庁舎が被災した場合の情報収集発信の拠点とする。 【総務課】
2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足
①（一時滞在者施設の確保、水・食料等の備蓄） 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。 【総務課】
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
①（医療救護活動の体制整備） 医療従事者を確保するため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備を推進する。 【保健福祉課】 ②（DMAT の受入体制整備）〔再掲 2-3-③〕 災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）が実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加や機器整備に努める。 【保健福祉課】 ③（EMIS の活用） 被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を進める。 【保健福祉課】 ④（災害時の医療機関の対応マニュアルの見直し） 災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う。 【総務課】 ⑤（ドクターヘリ等の活用） 救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、県等が運搬するドクターヘリ等について、安定した運用のため、県及び関係機関との連携を強化する。 【総務課】 ⑥（国・県道及び町道の整備）〔再掲 1-3-④〕 国・県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。災害時の緊急輸送道路となっていることから、これらの未改良区間の整備については、早期完成に向けて推進する。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備を推進する。 【建設課・総合農政課】

2-6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関係部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

【保健福祉課】

②（生活排水の適正な処理の推進）

地域の特性に応じた排水施設を整備し、適正な処理の啓発や合併処理浄化槽推進活動に取り組み、汚水処理人口普及率向上に努める。

また、排水・下水処理施設の風水害対策・耐震性等についても検討する。

【保健福祉課・建設課】

③（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

【保健福祉課】

④（災害時保健活動及び DHEAT 受入体制の整備）

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入体制を整備する。

【保健福祉課】

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①（公共施設の耐震化）[再掲 1-1-②]

公共施設等が被災することにより、避難や救助活動、被災者支援等に大きな障害を防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。

【総務課】

②（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用電源、非常用発電機とその燃料を確保する。

【総務課】

③（BCP の見直し等）

業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）を継続的に見直し、実行性の向上を図る。

【総務課】

④（町が管理する情報通信ネットワークの機器等の冗長化等）

町が管理する情報通信ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止を念頭に、機器・通信回路等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を推進する。

【企画課】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
①（情報通信機能の耐災害性の強化等） 情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を町民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の冗長化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。 【企画課】
4-2 情報収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
①（情報伝達手段の多様化等） 全国瞬時情報システム（Jアラート）や防災行政無線など、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。 【総務課】
②（町の人員確保・体制整備） 情報収集・提供手段の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備を行う。 【総務課】
③（災害発生時の情報発信） 災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーション等の訓練を繰り返し行う。 【総務課】
④（住民への災害情報提供） 住民への災害情報提供にあたり、町と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。 町内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う。 【総務課・企画課】
⑤（防災・防疫拠点の整備）[再掲 2-1-⑧] 防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信施設等の整備を行い、本庁舎が被災した場合の情報収集発信の拠点とする。 【総務課】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下
①（物資輸送ルートの確保）[再掲 2-1-②] 主要な路線について、長期間にわたる通行止めを回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を促進する。 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実にする。 【建設課・総務課】
②（無電柱化）[再掲 1-1-⑤]

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連絡体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

【建設課】

③（企業における BCP 作成等の支援情報の周知等）

本町の企業へ事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について取組支援情報の周知・広報に努める。

【総務課・企画課】

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①（危険物施設の安全対策等の強化）

危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。

【総務課】

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

【総務課】

5-3 物流機能等の大幅な低下

①（漁港・港湾施設の耐震・耐波性能の強化）〔再掲 2-2-②〕

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断された被災地において長期にわたる孤立集落等の発生が想定されるため、海上からの物資等輸送ルートを確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化、岸壁の整備をすすめるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

【建設課】

②（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

主要な路線について、長期間にわたる通行止めを回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を促進する。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実にする。

【建設課・総務課】

③（国・県道及び町道の整備）〔再掲 1-3-④〕

国・県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。災害時の緊急輸送道路となっていることから、これらの未改良区間の整備については、早期完成に向けて推進する。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備を推進する。

【建設課・総合農政課】

④（無電柱化）〔再掲 1-1-⑤〕

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊し

た電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連絡体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

【建設課】

5-4 食料等の安定供給の停滞

①（備蓄物資の供給体制の強化）〔再掲 2-1-④〕

町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

【総務課】

②（緊急物資の輸送体制の構築）

緊急時の食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

【総務課】

③（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化）〔再掲 2-2-②〕

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断された被災地において長期にわたる孤立集落等の発生が想定されるため、海上からの物資等輸送ルートを確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化、岸壁の整備をすすめるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

【建設課】

④（防災拠点の整備）〔再掲 2-1-⑧〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信施設等の整備を行い、本庁舎が被災した場合の情報収集発信の拠点とする。

【総務課】

⑤（事業所等との連携の強化）

大規模災害時の安定した食料等の物資供給体制を維持するため、事業者等との協力体制の構築を図り、連携を強化する。

【総務課】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧を図る。

6-1 ライフライン（電気、ガス、上水道等）の長期間にわたる機能停止

①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲 3-1-②〕

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用電源、非常用発電機とその燃料を確保する。

【総務課】

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

長時間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入について、町民意識の向上を図る。

【企画課】

③（危険物施設の安全性対策等の強化）〔再掲 5-2-①〕

- ・ 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める

【総務課】

④（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

【総務課】

⑤（無電柱化）〔再掲 1-1-⑤〕

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連絡体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

【建設課】

⑥（水道施設の耐震化）〔再掲 2-1-①〕

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。

【水道課】

⑦（生活排水の適正な処理）〔再掲 2-6-②〕

地域の特性に応じた排水施設を整備し、適正な処理の啓発や合併処理浄化槽推進活動に取り組み、污水处理人口普及率向上に努める。

また、排水・下水処理施設の風水害対策・耐震性等についても検討する。

【保健福祉課・建設課】

⑧（し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制の強化に努める。

【保健福祉課】

6-2 防災インフラの長期間にわたる機能停止

①（国・県道及び町道の整備）〔再掲 1-3-④〕

国・県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。災害時の緊急輸送道路となっていることから、これらの未改良区間の整備については、早期完成に向けて推進する。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備を推進する。

【建設課・総合農政課】

②（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

主要な路線について、長期間にわたる通行止めを回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を促進する。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実にする。

	【建設課・総務課】
③（無電柱化）〔再掲 1-1-⑤〕	
電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連絡体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。	
	【建設課】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
①（消火・救助活動能力の強化）	
市街地で大規模火災が発生した場合、同時に多発する消火、救助、救急事案に対し、同時多発に対応できる消防力（施設・消防水利）の強化を図る。	
消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行う等、円滑な救急患者受け入れ体制を整備する。	
	【総務課】
②（消防団や自主防災組織等の充実強化）	
消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動の推進に努める。	
	【総務課】
7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
①（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）〔再掲 1-1-④〕	
港湾、幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。	
また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺の施設について、状況に応じて整備・改修を行う。	
	【建設課・企画課】
7-3 ため池、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂による多数の死傷者の発生	
①（ため池、ダムの補強対策等の促進）	
農業用ため池やダムにおける、堤体の決壊等による下流域への洪水被害を抑えるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて、避難路等を示したハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。	
	【総合農政課】
7-4 有害物質の大規模拡散・流出	
①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕	
危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。	
	【総務課】
②（有害物質の流出対策等の推進）	
有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国等と	

連携して対応する。

【保健福祉課・総務課】

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①（農地浸食防災対策の推進）

豪雨による農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

【総合農政課】

②（適切な森林整備）

大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

【総合農政課】

③（治山事業の促進）〔再掲 1-5-②〕

林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある危険箇所について治山施設や森林の整備を推進する。

【総合農政課】

④（鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整などソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

【総合農政課】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（災害廃棄物処理計画の策定、見直し）

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実行性向上に努める。

【保健福祉課】

②（ストックヤードの確保）

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

【保健福祉課】

③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実行性向上）

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実行性向上に取り組む。

【保健福祉課】

8-2 復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（道路啓開等の普及・復興を担う人材等の確保・育成）

道路啓開等の担い手不足解消のため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善

を図る。 【建設課・企画課】 ②（行政機関と関係機関との災害協定の締結） 行政機関と関係機関との災害協定の締結を進め、災害時の道路啓開等を迅速に行う体制を構築する。 【総務課・建設課】
8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
①（地積調査の推進） 円滑な復旧・復興を確保するため、地積調査のさらなる推進を図る。 【税務課】 ②（液状化危険度の高い地域への住民周知等） 大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある区域における警戒避難体制の整備を図るため、液状化ハザードマップ等の周知を図る。 【総務課】
8-4 貴重な文化財や環境的財産の喪失・地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
①（コミュニティ力強化の支援） 災害が起きた時の町民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を図る。自主防災組織による防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の充実を図る。 【総務課・保健福祉課】 ②（文化財の保護管理） 日常的に文化財の適切な維持管理に努め、必要に応じて耐震化や防災設備の整備等を進める。 【社会教育課】 ③（防災教育の推進） 通学路の危険箇所の注意喚起による事故等の防止や、平時からの避難行動党に関する意識啓発など防災教育の取組を推進する。 【管理課・総務課】
8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
①（用地の確保） 早期復旧のため、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地の確保を図る。 また、早期に事業を復旧させるため、あらかじめ事業用地の確保を図る。 【総務課・建設課・企画課】
8-6 風評被害、生産力の回復の遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
①（災害発生時の情報発信） 災害発生時に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う。

【総務課・企画課】

②（企業等への金融等支援）

災害発生に伴う信用不安，生産力の回復遅れ，雇用維持等に対応するため，セーフティネットを活用するなど企業への金融支援を行い，補助事業等の運営支援を行う

【企画課】

第2節 指標

推進方針で示した本町の主な優先すべき取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

No	指 標 名	現状	目標	リスク シナリオ
1	住宅の耐震化率	42.2%	49.4%	1-1 7-2
2	防災拠点となる公共施設の耐震化率	85.0%	100%	1-1 3-1
3	水道基幹管路耐震化の進捗率	6.0%	10.0%	2-1 6-2
4	橋梁修繕の進捗率	40.38%	76.92%	2-1,2 5-1,3
5	道路整備率	89.83%	90.62%	1-3 2-1,2,5 5-1,3,4 6-3
6	町管理の漁港補修工事実施率	33.33%	66.66%	2-2 5-3,4
7	災害廃棄物処理計画策定	策定済	策定済	8-1

※ 原則、現状値は平成30年度（2018年度）、目標値は令和7年度（2025年度）、
それ以外の場合は（ ）にて表記

第6章 本計画の推進

第1節 町の他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

第2節 本計画の進捗計画

本計画の進捗管理は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

南種子町地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧（町事業分）						
（計画期間：令和２年度～令和６年度）						
関連施設名	事業名	事業種別	路線名・施設名等	事業概要	担当課	リスクシナリオ
避難路の確保	社会資本整備総合交付金	補助事業	堂中野線	道路改良	建設課	1-3 2-1 2-2 2-3 2-5 2-7 5-1 5-3 5-4 6-2
（防災対策及び老朽化対策）	社会資本整備総合交付金	補助事業	恵美之江線	道路改良	建設課	
	社会資本整備総合交付金	補助事業	轡之牧線	道路改良	建設課	
	防災・安全交付金	補助事業	上中西之線	通学路対策	建設課	
	防災・安全交付金	補助事業	本町共栄線	通学路対策	建設課	
	防災・安全交付金	補助事業	上中杭屈線	通学路対策	建設課	
	交通安全対策補助（地区内連携）	補助事業	生活道路対策エリア（中之上地区）	交通安全対策	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	大瀬橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	山神橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	寺川第二橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	高山橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	第二田代橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	穂立線1号橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	御開1号橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	御開5号橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	新有尾橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	千両橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	国政橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	平谷橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	山田橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	大甲橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	山口橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	鍵取橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	雨田2号橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	御開3号橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	小渡瀬橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	今平橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	郡原橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	第一田代橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	牛野橋	橋梁修繕	建設課	
	道路メンテナンス補助	補助事業	学園橋外51橋	橋梁点検	建設課	

関連施設名	事業名	事業種別	路線名・施設名等	事業概要	関係省庁	リスクシナリオ
漁港施設の整備	水産物供給基盤機能保全事業	補助事業	竹崎漁港	物揚場補修	建設課	2-2 5-3 5-4
	水産物供給基盤機能保全事業	町単事業	下西目漁港	調査・計画策定	建設課	
	水産物供給基盤機能保全事業	町単事業	砂坂漁港	調査・計画策定	建設課	
	水産物供給基盤機能保全事業	町単事業	大川漁港	調査・計画策定	建設課	
	水産物供給基盤機能保全事業	町単事業	州崎漁港	調査・計画策定	建設課	
	水産物供給基盤機能保全事業	町単事業	浜田漁港	調査・計画策定	建設課	
	海岸保全施設長寿命化計画策定事業	町単事業	砂坂漁港	調査・計画策定	建設課	
	海岸保全施設長寿命化計画策定事業	町単事業	竹崎漁港	調査・計画策定	建設課	
	海岸保全施設長寿命化計画策定事業	町単事業	州崎漁港	調査・計画策定	建設課	
	海岸保全施設長寿命化計画策定事業	町単事業	大川漁港	護岸補修	建設課	
区画整理等	地籍調査事業	補助事業	町内一円	測量業務	税務課	8-3

南種子町地域強靱化計画									
地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧（県事業分：鹿児島県地域強靱化計画より抜粋）									
(計画期間：令和2年度～令和6年度)									
○高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進									
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
国・県道の整備	道路改築事業	交付金事業	(一)釜永上中線	竹崎工区	南種子町	現道拡幅	県	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-3 2-5 2-7 5-1 5-3 5-4 6-2
○交通施設、沿線・沿道建物の耐震化、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等									
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
避難路の確保等 (防災対策及び老朽化対策)	道路補修(橋梁)事業	補助事業	(主)西之表南種子	月見ほか1橋	南種子町	橋梁補修	県	国土交通省	1-3
	道路災害防除事業	補助事業	(主)西之表南種子線	上里	南種子町	法面工	県	国土交通省	2-1 2-2
	特定交通安全施設等整備事業	交付金事業	(国)58	上中	南種子町	交差点改良	県	国土交通省	5-3 5-4
○河川改修等の治水対策									
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
県管理河川改修	総合流域防災事業	交付金事業	二級河川 古川川	-	南種子町	掘削、護岸、橋梁等	県	国土交通省	1-4 8-3
○雨量や河川水位など防災情報の提供									
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
防災情報の提供	総合流域防災事業	交付金事業	二級河川 新川 外	-	県内一円	情報基盤	県	国土交通省	1-4
○土砂災害対策の推進									
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
土石流対策	総合流域防災事業(砂防)	交付金事業		田代の小川	南種子町	堰堤工	県	国土交通省	1-5
	総合流域防災事業(砂防)	交付金事業		下立石第1	南種子町	堰堤工	県	国土交通省	
	総合流域防災対策事業(緊急改修)	交付金事業		離島奄美圏域	熊毛、甞島、奄美圏域	堰堤改良工等	県	国土交通省	
地すべり対策	地すべり対策事業	交付金事業		河内地区	南種子町	抑制工	県	国土交通省	
○土砂災害対策の推進									
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
土砂災害対策 (ソフト関連)	総合流域防災事業(情報基盤)	交付金事業		県内一円	県内一円	情報基盤整備	県	国土交通省	1-5
	総合流域防災事業(基礎調査)	交付金事業		県内一円	県内一円	区域指定	県	国土交通省	
○港湾施設の耐震・耐波性能等の強化									
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
港湾施設の延命化 【離島】	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	島間港	島間地区	南種子町	岸壁(-5.5m)C(改良)	県	国土交通省	2-1 2-2 2-3 2-5 5-1 5-3 5-4 6-1 6-3 8-6
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	島間港	島間地区	南種子町	岸壁(-5.5m)D(改良)	県	国土交通省	
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	島間港	島間地区	南種子町	物揚場(-1.0m)	県	国土交通省	
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	島間港	島間地区	南種子町	岸壁(-5.5m)A(改良)	県	国土交通省	
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	島間港	島間地区	南種子町	物揚場(-2.0m)A	県	国土交通省	
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	島間港	島間地区	南種子町	物揚場(-2.0m)B	県	国土交通省	
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	島間港	島間地区	南種子町	防砂堤(改良)	県	国土交通省	
港湾機能の強化 【離島】	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	島間港	島間地区	南種子町	航路泊地(-7.5m)	県	国土交通省	

○災害に強い住まい・まちづくりの整備推進									
災害に強い住まい・まちづくりを進めるため、公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、街なみ環境整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、空き家対策総合支援事業を推進する。							県 市町村	国土交通省	1-1 2-2 2-3 2-7 3-2
○農地・森林等の被害による農土の荒廃									
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	対象市町村	事業概要	事業 主体	関係府省庁	リスク シナリオ
指定管理局獣の捕獲等	特定鳥獣総合管理対策推進事業	交付金事業	生息密度の高い地域	－	第二種特定区域(二本シカ) 管理計画及び第三種特定区域(ヤクシカ) 管理計画に定める地域	二ホンシカの捕獲	県	環境省	7-6
○海岸防災林の整備									
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	対象市町村	事業概要	事業 主体	関係府省庁	リスク シナリオ
海岸防災林の整備	治山事業	補助事業	地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画(3)実施すべき治山事業の数量」に掲載されている地区		33市町村	防瀬工 森林整備等	県	農林水産省	1-3
○治山事業の推進									
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	対象市町村	事業概要	事業 主体	関係府省庁	リスク シナリオ
治山施設の整備	治山事業	補助事業	地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画(3)実施すべき治山事業の数量」に掲載されている地区		県内一円	山腹工 溪間工	県	農林水産省	1-5 7-6
	治山事業	交付金事業	地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画(3)実施すべき治山事業の数量」に掲載されている地区		県内一円	山腹工 溪間工	県	農林水産省	1-5 7-6
○農道・農道橋の保全対策の推進									
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	対象市町村	事業概要	事業 主体	関係府省庁	リスク シナリオ
農道・農道橋の保全対策	農地整備事業（通作・保全）	交付金事業		住吉地区外離島3地区	西之表市外	農道保全対策	県	農林水産省	5-4
○農業用ため池の防災対策									
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	対象市町村	事業概要	事業 主体	関係府省庁	リスク シナリオ
農業用ため池の防災減災	農地対策農業水利施設整備事業	補助事業		ため池離島地区	県内離島一円	ため池耐震調査	県	農林水産省	7-4
○農地浸食防止対策などの推進									
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	対象市町村	事業概要	事業 主体	関係府省庁	リスク シナリオ
農地の侵食防止対策	農村地域防災減災事業（整備事業）	補助事業		南種子地区（離島）	南種子町	排水路整備	県	農林水産省	7-6
○情報伝達手段の多様化									
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	対象市町村	事業概要	事業 主体	関係府省庁	リスク シナリオ
情報伝達手段の多様化	県防災行政無線再整備事業	県単独事業	県内全域	－	－	移動系防災行政無線再整備	県	総務省	4-2 4-3